経済産業省
九州経済産業局
Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry

パートナーシップ構築宣言の概要

2023年3月
九州経済産業局

物価高騰・賃上げへの取組　～取引適正化に向けた取組～

- サプライチェーンが形成される中、**中小企業と大企業は、同じ目標に向かって取り組む、「イコールパートナー」**。得られた利益は適正に分かち合い、共存共栄を図るべき。
- 他方、下請中小企業は、大企業などの親事業者との関係で非常に弱い立場にあり、**一方的な価格の押しつけや買いたたきなどのしわ寄せに直面**。
- **企業間のしわ寄せ防止や、適正な価格転嫁の実現**のため、**下請代金法等の執行や、相談体制の構築、業界への働きかけ**で、取引の適正化を進める。

1）法律の厳正な執行

①**下請代金法**（規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。）
②**下請振興法**（望ましい取引のあり方（振興基準）を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。）

2）実態把握・相談対応

①**下請Gメン**によるヒアリング（全国：年間約10,000件）、Gメン体制強化（R4：248名→R5：300名）
②全国47都道府県の**下請かけこみ寺による相談対応**（全国：年間約10,000件）

3）業界への働きかけ

①**業種別ガイドライン**（20業種）**自主行動計画**（21業種・54団体）
②**価格交渉促進月間**（9月、3月）、**下請取引適正化推進月間**（11月）
③取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言する**パートナーシップ構築宣言**

※2023年2月17日大分県、2月27日福岡県において、県内経済団体、労働団体、当局含む国地方機関等の参加による「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結

パートナーシップ構築宣言　～宣言の概要～

- 「**パートナーシップ構築宣言**」は、事業者が**サプライチェーン全体の付加価値向上**、**大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、**「代表権のある者の名前」で以下の取組を行うことを宣言。**
（全国18,930社、九州1,726社（福岡668、佐賀116、長崎156、熊本221、大分302、宮崎124、鹿児島139））※2月末現在
  （1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  （2）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1．宣言のイメージ

2．未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

✓ 【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、　内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

パートナーシップ構築宣言　～宣言するメリット～

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**。
  宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の**「ロゴマーク」**を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPR可能。
- 事業再構築補助金等、様々な**補助金で加点**を受けることが可能。加点される補助金は、今後追加見込み。
  (事業再構築補助金のサプライチェーン強靱化枠では**宣言公表が申請要件**)
- そのほか、資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、今年度から拡充された**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**。

■ポータルサイト

【URL】
https://www.biz-partnership.jp

■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。

パートナーシップ構築宣言

■賃上げ促進税制

継続雇用者の賃金を引き上げた場合、増加分の15%以上（最大30%）を法人税額等から控除。

資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要

（適用期間：2022年4月～2024年3月に始まる事業年度）

■補助金における加点措置の一例

- ●省エネルギー投資促進支援事業費補助金
- ●事業再構築補助金
- ●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ●ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金
- ●災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
- ●需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金
- ●中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援補助金
- ●バイオものづくり革命推進事業補助金
- ●食品原材料調達安定化対策事業補助金
- ●国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業
  （サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新

宣言の作成･登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１．　サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）
a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
b.IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援　等）
c.専門人材マッチング
d.グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
e.健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施　等）

２．「振興基準」の遵守
親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法
不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担
契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
１つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件
下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ
知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ
取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．その他（任意記載）
（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で〝50/50（ﾌｨﾌﾃｨ・ﾌｨﾌﾃｨ）〟とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等
（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）
・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は定型（引用）内容はひな形を元に作成

任意

代表者名で署名

詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧下さい。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の**登録はポータルサイト上**で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

①ページ上部のメニューから「登録」をクリック

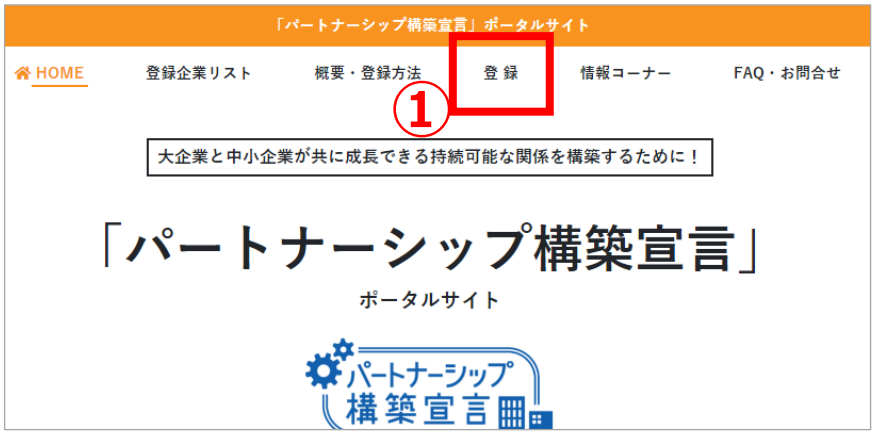

②ひな形をダウンロードし、宣言文を作成
（宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。）

③企業名や業種等、必須項目に入力

④作成した宣言文をPDF化し、アップロード
⑤入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

（問合せ先）

経済産業省　九州経済産業局
産業部　産業課
092-482-5433

https://www.kyushu.meti.go.jp
〒812-8546　福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎 本館（7F）

◆九経交流プラザ

https://www.facebook.com/kyukeikouryuplaza

九経交流プラザ

◆九州経済産業局

https://twitter.com/meti kyushu

@meti_kyushu

Follow me !

九州経済産業局

◆メールマガジン

https://www.kyushu.meti.go.jp/merumaga/mailmagazin.html

経済産業省 九州経済産業局 Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry

◆九州あおいチャンネル

https://www.kyushu.meti.go.jp/aoi-channel/index.html

九州経済を元気にするための情報を多くの皆様にわかりやすくお届けするため、「バーチャルYouTuber」を活用した新たな広報の取組を行っています。

バーチャル広報職員
九州あおいです！

YouTube